

特定目的信託の社債的受益権に関する一般債振替制度における取扱いに伴う
社債等に関する業務規程等の一部改正について

1 改正の趣旨

平成 23 年 5 月 17 日に、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 49 号）が成立したことにより、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）及び各種の関連税法が改正され、同年 11 月 24 日に施行された。

今般、一般債振替制度において、特定目的信託の社債的受益権（以下「社債的受益権」という。）の取扱いを行うのに際して、社債等に関する業務規程（以下「規程」という。）及び社債等に関する業務規程施行規則（以下「規則」という。）の一部について所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 一般債の範囲の追加

一般債振替制度において、一般債として取り扱うものの要件に社債的受益権を追加するための所要の改正を行う。（規程第 8 条の 2）

(2) 社債的受益権の場合の読み替え等

一般債が社債的受益権である場合に係る一部規定の適用除外及び用語の読み替え等を行うこと並びに社債的受益権を記録すべき区分口座を定めることとし、所要の改正を行う。（規程第 70 条の 3、規則第 32 条、規則別表 2Ⅱ (2)、規則別表 5）

(3) 社債的受益権の銘柄情報に関する通知及び公示

発行代理人及び支払代理人による社債的受益権の銘柄情報に係る通知及び社債的受益権の内容の公示を行うこととし、所要の改正を行う。（規則第 27 条の 5、規則第 30 条）

(4) その他所要の改正

その他、所要の規定の整理を行う。（規程 26 条他）

3 施行日

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。